

南加賀公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月5日

南加賀広域圏事務組合管理者 西村 徹（署名）

南加賀広域圏事務組合条例第1号

南加賀公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

南加賀公設地方卸売市場業務条例（昭和58年南加賀広域圏事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。